

“福島原発事故”に 誰も“責任”を取らない・・・



東京高裁も「東電の旧経営陣に刑事責任はありません」(2023年1/18判決)???

——被告人勝俣・武藤・武黒 3名は大地震が起こる可能性も、巨大津波の可能性も分からない(分からなかった)のです。知ろうとしなかったが“知らないのだから”原発の重大事故で多くの人の命が奪われても、生活が壊されても、故郷をなくした多くの人がいても何の責任もありません。「無罪です」——

2011年3・11東日本大震災によって地震・大津波・液状化で多くの人が亡くなり、被害を受けました。

福島県では東京電力の福島第一原発がメルトダウン。たくさんの放射性物質が大気中に放出され住民は避難を余儀なくされました(今でも帰郷できない状況が続いています)。双葉病院の入院患者さんたちは原発事故のため避難。しかも放射能を避けるためとお回りして遠くまで10時間以上かけて非難したため関連死として亡くなってしまった方々が44名以上。

又、津波で被災され救出を待っていた方々を救おうとした消防団が、原発事故が起こってしまったのでその地区に救出に入れなかった事態がおこってしまったのです。

原発は安全と言う「原発神話」がウソだったこと。原発事故を防ぐために十二分に対策を採っていたのか?疑問と不信だらけです。

原発事故の責任を問うべくいろいろな立場から損害賠償訴訟(国や東電に)、株主代表訴訟、刑事責任を問う訴えが起こされています。

東電責任者の刑事訴訟(業務上過失致死傷の罪)は、福島第一原発事故により被害を受けた住民1万4716人が2012年6月福島地裁検察庁に告訴。2013年9月検察は全員不起訴。10月検察審査会に申立て、14年7月「起訴相当」。15年検察は再度不起訴。15年7月検察審査会は2度目の起訴議決。勝俣・武藤・武黒3人は「強制起訴」となり刑事裁判がスタート



東京高裁前で

2019年9/19東京地裁で全員無罪の判決。この不当判決に対し控訴し今回の東京高裁での裁判でした。

検察役の指定弁護士は、「国の機関による地震の「長期評価」の信頼性を是とし、「水密化」などの対策を採れば結果を回避できたと判断した」昨年の株主代表訴訟における東京地裁の判決(13兆円の賠償を被告4人に求めた)からも、新たな証人尋問・現地検証を要求しましたが一切行われず判決へ。

2023年1/18高裁は一審同様に3人の責任を一切認めず完全無罪に。主文:『控訴棄却』、理由:『一審の原判決の事実認定に不合理なところはなく相当。注意義務は認められないとした原判決の法的な評価も妥当』と。

《東京高裁の判決をもう少し詳しく見てみましょう。》

裁判の争点は①巨大津波の発生を予見できたか(予見可能性)②対策を採れば原発事故は防げたか(結果回避可能性)ですが・・・

地裁同様高裁も

○2002年国の機関(地震調査研究推進本部)が公表した地震予測「長期評価」や2008年長期評価に基づき東電の子会社が算出した15.7mの津波予測の信頼性については、「現実的な可能性を認識させるような情報とは認められず・・・対策を義務付けられるような波源モデルとは受け止められない」と。

更に、被告人3人の認識について

武藤は「本原発所の10m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性の認識が被告人武藤に発生する契機があったとは認められない」。

武黒は「特に長期評価の見解を積極的に評価する手がかりを認識していたとは認められないから・・・10m超の津波が襲来する現実的可能性を認識していたとは認められない」。

勝俣は「2008年2月の打ち合わせで・・・10m盤を超える津波が襲来する可能性を示唆する見解があるという程度の認識はあったものの・・・10m盤を超える津波が襲来する現実的可能性を認識していたとは認められない」。

判決後の記者会見



武藤類子さん・海渡弁護士

と3被告人は“知らなかった”“認識していなかった”、だから①の予見可能性は立証されませんと判断しているのです。

○結果回避責任義務については、

「電力事業者は・・・最重要ともいえるインフラを支え、法律上の電力供給義務を負っていて、漠然とした理由に基づいて本件原発の運転を停止することは出来ない立場にある」・・・それ故、推本の長期評価も、算出した15.7mの津波予測も「現実的な可能性を認識させる情報とは認められない」のだから・・・「本件原発所の運転を停止すべき義務に応じる予見義務を負わせることのできる情報が存在したという証明は不十分である」・・・更に“防潮堤設置”“防潮壁設置”“水密扉設置”などの浸水防止や“原子炉への注水・冷却の代替機器を高台に準備する”というすべての措置は「事後的に得られた情報や知見(後智恵)を前提にしているとしか解せられず被告人らの責任を論じるうえで採用できない。」

「本件地震による実際の津波の結果では・・・防潮堤・防潮壁・水密化・代替機器の対策を講じていたとしてもそれが実際に奏功したという証拠はない」と判断し②についても否定されました。

2022年7/13の株主代表訴訟での東京地裁は「国の機関の地震予測“長期評価”には信頼性があり」「浸水対策等で原発事故を回避できた」と判断して「被告人は対策を不合理に先送りしたり、確認を怠ったりして会社に損害を与えた」と「13兆3210億円の賠償」判決を出しました。

民事と刑事の違いがあったとしても基本的な事実認定に違いが生じたのは何故なのか?多くの人々の命と生活に大きな被害を与える原発事故に対して“原発事業者がきちんと責任を持って対応すべき”と「見る」か「見ない」か”によるのでしょうか。

今回のような(高裁)判決が続いてしまうようなら、日本社会はどんなに市民の命を奪うような事故を起こしても、どのような生活を壊し故郷を喪失させるような事故を起こしても誰一人責任をとらなくていい社会になってしまいます。

東京電力の勝俣・武藤・武黒の被告に対し管理者としての責任をきっちりと取らせ、国に対しても原発政策の責任者としての責任を取らせるような判断(判決)が出来ない司法は“司法”として成り立っていません。裁判所は何のために、誰のためにあるのでしょうか?

最高裁に上告し3被告人にきっちりと責任を取らせる判決を勝ち取りたいものです。

***「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 047-445-9144**